



## 2018年診療報酬改定の概要

### 次期診療報酬改定の基本的方向性

#### 2018年度診療報酬は、前回に続き全体マイナス改定へ

#### ◆2018年度診療報酬 改定率

【全体改定率】 ▼1.19%

1. 診療報酬本体 +0.55%

医科：+0.63%

歯科：+0.69%

調剤：+0.19%

2. 薬価等

①薬価 ▼1.65%

②材料価格 ▼0.09%

#### 【考慮された要素と背景】

「経済財政運営と改革の基本方針2017」  
「未来投資戦略2017」

制度の安定性・持続可能性の確保  
国民皆保険の堅持医療資源の効率的な配分  
医療分野におけるイノベーションの評価 等

\*全体改定率は、改定とは別枠で実施される、いわゆる大型門前薬局等に対する評価の適正化、通常の薬価改定（▼1.36%）、新薬創出・適応外薬解消等促進加算の見直し、長期収載品の薬価引き下げ、費用対効果評価の試行的導入などの薬価制度抜本改革（▼0.29%）による引き下げを含む

#### ◆同時改定を受けて、次期介護報酬改定内容の理解と自院方針検討も必要

【例】 ・介護医療院の新設  
・療養病棟入院基本料の一本化（医療区分該当患者割合に応じた2段階評価へ）  
同基本料2の廃止へ向けた経過措置期間（2年）の明示  
⇒ 療養20：1看護配置が確保できない場合、介護医療院への転換も選択肢に

### 訪問診療をめぐる改定

#### ●在宅患者訪問診療料Ⅰ

2 他の医療機関の依頼を受けて訪問診療を行った場合【新設】

同一建物居住者以外 830点

同一建物居住者 178点

#### 【算定要件】

在総管、施設総管又は在宅がん医療総合診療料の算定要件を満たす他の医療機関の依頼を受けて訪問診療を行った場合に、一連の治療につき6か月以内に限り（神経難病等の患者を除く）月1回を限度として算定する

#### ●継続診療加算 216点（1月につき）【新設】

\*在宅療養支援診療所以外の診療所により訪問診療が提供された場合

#### 【算定要件】

- 算定対象：当該保険医療機関の外来又は訪問診療を継続的に受診していた患者
- 算定患者ごとに、当該医療機関単独又は連携する医療機関との協力のもと、24時間の往診体制及び24時間の連絡体制を構築
- 訪問看護が必要な患者については、当該保険医療機関、連携する医療機関又は連携する訪問看護ステーションによる訪問看護を提供

#### ●在宅患者訪問診療料Ⅱ

併設する介護施設等の入居者の場合 144点（1日につき）【新設】

#### 【算定要件】

在宅で療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、祖の同意を得て、計画的な医学管理の下に定期的に訪問して診療を行った場合に、当該患者1人につき週3回までを限度として算定

#### ●包括的支援加算 150点（月1回）【新設】

【対象患者】：以下のいずれかに該当する患者

- 要介護2以上に相当する患者
- 認知症高齢者の日常生活自立度でランクⅡb以上の患者
- 月4回以上の訪問看護を受ける患者
- 訪問診療時又は訪問看護時に処置（簡単な処置を除く）を行っている者
- 特定施設等の入居者の場合には、医師の指示を受けて、看護師がたんの吸引、胃ろう・腸ろうの管理等の処置を行っている患者
- その他、関係機関との連携のために特に重点的な支援が必要な患者

～Bizup『医療経営情報レポート2018年3月号』より抜粋～

#### ◆OJTの進め方～新入職員の早期戦略化～



①最初に、誰が誰を指導するのかを明確にします。OJT担当者を決めないで、手が空いている職員が担当するという方法では、OJTは進展しません。年齢の近い先輩職員を担当者にすると、話も合い、新入職員からも質問や相談しやすいというメリットがあります。

②自院の方針として、OJT担当者に指導項目と計画を明確に指示します。患者や家族等対応マナーや接遇の基本ルール、診療材料・機器等の準備手順、手順・マニュアルの参照、報告書の記入方法等、具体的かつ計画的に示します。

③期限を定めないと、効率も悪く、緊張感を失いがちになるため、進捗が遅れてしまいます。新入職員に対しては、仕事を習得し成果を出す期限を示し、集中して取り組ませることが重要です。

④職能要件書を作り、職員の能力段階に応じた計画を立てます。これから習得しなければならない課業を部下の等級と比較しながら、やや高いレベルの内容に設定するのが、能力開発のポイントになります。

### 将軍の日に参加してみませんか？

★プロのサポートで確実に資金繰り改善ができます！

★たった1日で銀行が納得する経営計画書が作れます！



**毎月第4火曜日 開催！**

会場：税理士法人向田会計3F

☎ 0120-714-960

まずはお気軽にご相談ください！ 担当：細井・吉田

～顧問先のご紹介～

## みつはしデンタルクリニック 様

～お口の中のお悩みは何なりとご相談ください～

**3/16 (金)**  
**AM9:30**  
**新規開院**

**みつはし**  
**デンタルクリニック**

診療案内：歯科・小児歯科・訪問歯科



院長 三橋徹郎



受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:30～13:00	○	○		○	○	○	○	休
15:00～20:30	○	○	休	○	○	△	訪問診療	休

※土曜は19:00まで

**048-531-3355**

〒360-0843 埼玉県熊谷市三ヶ尻5463-1